

議案第 1 4 1 号

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデンの直営管理への移行に伴う使用料の無料化及び神岡町農産物直売施設を産業振興施設として位置付けるための改正

## 飛驒市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例

飛驒市地域産業振興施設条例（平成17年飛驒市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表飛驒市地域交流施設香愛ローズガーデンの項を次のように改める。

飛驒市地域交流施設香愛ローズガーデン	飛驒市河合町 角川780番地	休館日 休館日 月曜日 開館時間 午前9時30分から 午後5時まで	無料
--------------------	-------------------	---	----

別表朝開町農産物直売施設の項の次に次のように加える。

神岡町農産物直売施設	飛驒市神岡町 夕陽ヶ丘6番地	休館日 12月1日から翌年の3月31日までの日 開館時間 午前7時から午後3時まで	無料
------------	-------------------	--	----

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

飛騨市地域産業振興施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案					
本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）				本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）					
名称	位置	休館日及び開館時間	使用料	名称	位置	休館日及び開館時間	使用料		
略	略	略	略	略	略	略	略		
飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン	飛騨市河合町角川780番地	休館日 月曜日 開館時間 午前9時30分から午後5時まで	(1) 施設使用料			飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン	飛騨市河合町角川780番地	休館日 月曜日 開館時間 午前9時30分から午後5時まで	無料
			施設 の 名 称	使用料 (円)	備考				
			体験 農園	3,080	1回につ き				
			研修 室	10,280	1回につ き				
			冷蔵 庫	20,570	1箇月に つき				
略	略	略	略	略	略	略	略		
朝開町農産物直売施設	飛騨市古川町朝開町1315番地	休館日 無休 開館時間 午前8時から午後4時まで	無料	朝開町農産物直売施設	飛騨市古川町朝開町1315番地	休館日 無休 開館時間 午前8時から午後4時まで	無料		

資 料

—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
以下 略			

<u>神岡</u> <u>町農</u> <u>産物</u> <u>直売</u> <u>施設</u>	<u>飛騨</u> <u>市神</u> <u>岡町</u> <u>夕陽</u> <u>ヶ丘</u> <u>6番</u> <u>地</u>	<u>休館日</u> <u>12月1日から翌</u> <u>年の3月31日まで</u> <u>の日</u> <u>開館時間</u> <u>午前7時から午後</u> <u>3時まで</u>	<u>無料</u>
以下 略			

## 飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例（案） 要旨

### 1 改正の趣旨

飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデンの直営管理への移行に伴う使用料の無料化及び神岡町農産物直売施設を産業振興施設として位置付けるための改正

### 2 改正の内容

#### 飛騨市地域交流施設香愛ローズガーデン

指定管理者制度の適用による管理から市の直営へと移行するにあたり、地域交流の拠点としてより多くの方にご利用いただき産業振興の活性化を図るため、施設使用料を無料とするもの。 (別表関係)

#### 神岡町農産物直売施設

飛騨市星の駅宙ドーム・神岡の一部を神岡町農産物直売施設として分離し、産業振興施設として新たに位置付けるため、施設名称、位置、休館日及び開館時間等を規定するもの。 (別表関係)

### 3 施行日 平成31年4月1日